

医師・看護師・介護職員の大幅増員を 日本医労連増員闘争ニュース

第 55 号

2009 年 12 月 16 日

日本医労連増員闘争本部

TEL: 03-3875-5871

FAX: 03-3875-6270

「正看の道閉ざすは、釧路市：初めて意見陳述が実現 北海道医労連 看護師確保に大きなマイナス」

12 月 8 日、釧路市議会・厚生常任委員会で「衛生学院の存続を求める意見書」についての意見陳述をおこないました。意見陳述ははじめての経験でした。陳述は、道立衛生学院出身で協立病院・内科病棟主任の木下清美さんにお願ひしました。

「北海道は准看護師の比率が高く、正看護師への道を閉ざすことは看護師確保に大きなマイナスとなります」「地方の自治体では衛生学院出身の保健師が活躍しています。廃止は自治体にとっても大変なことです」「安心して子供を産むためには助産師も必要。衛生学院は多くの助産師を輩出しています」「医師不足は少しずつ改善傾向にありますが、医師と看護師はセット。どちらが欠けても医療はなりたちません」など、委員・理事者を前に「存続の必要」をしっかりと主張しました。

委員からは「道立でなければならぬ意味は?」「なぜ需給見通しとこんなに差があるのか?」など活発な意見や質問がだされました。市側からは「毎年卒業する看護師が全員現場にいるわけではなく、釧路地域も計算上は 400 名ほど足りない状態です」等の説明もされ、意見書採択の意味が深まりました。

(北海道医労連 F A X 速報 12 月 14 日付より)



時代は変わった！共同の未来見えた！ 熊本県医労連、看護協会と初の懇談

11 月 24 日、熊本県看護協会にて、熊本県医労連との「懇談」が開かれました。協会からは重松会長、嶋田常務理事が参加。医労連からは廣田執行委員長、平田副執行委員長、中嶋書記長、田中書記次長、羽木執行委員、健保労組の書記長作田さんが参加。和やかな雰囲気の中で話がはずみ 1 時間 40 分ほどの懇談となりました。

現在、各県すべての病院に対し策定に関する調査が始まっている、「需給見通しの見直し」はもう 5 対 1 を見通していかなければならないと思っていると発言されました。

また、看護師の現在おかれている厳しい現状についてはたいへん興味を持たれ、熊本医療センターが



看護師の平均年齢が 25~26 歳ということや、八代総合病院においても若い看護師がサービス残業はじめ過酷な労働環境の中で疲れ果てており、「今ここで倒れたら助けないでほしい。死んだらそれでもいい」と言っていた。という話にはたいへん驚かされていました。

看護協会としても県に対して「看護師を増やしてほしい」との要望を出しているが、これからは「労働組合との協力関係も必要だと思っている」と会長からの発言もありました。

(熊本県医労連「白衣の天使」12 月 10 日付より)

「看護の大幅増員を、看護需給見通しについて東京都と交渉」

東京医労連、都立病院の労働組合などで構成する東京医療関連労働組合協議会（関連協、白幡悦子議長）は、11月24日に都庁内で東京都と交渉。看護師不足による現状の過酷な看護労働実態を明らかにしながら、国が各都道府県に依頼して進める第七次看護需給見通しについて、実効ある需給計画を策定するよう都に迫りました。

今回の懇談で、都側の担当者からは、従来から一年遅れとなっている都の看護需給計画について、今回一年前倒して策定期間を国にあわせるとしたことや、調査の内容についても都独自に、労働条件改善につながる需要数を見込むためのものとしていくことなどが述べられました。

需給見通しの検討については調査データを踏まえ、外部の有識者なども加えた委員会について検討を



を進めるほか、現実と供給の大きな乖離をどう埋めていくかの事業策定も必要と考えていることや、東京都として看護学校の定数7校560名を堅持することなども明らかにされました。

調査結果については2010年3月までに第一報、7月に中間報告、12月に最終報告を出すことが表明され、関連協では、これらの時期に合わせて、都との再度の交渉や懇談の機会を持つていくことを申し入れました。

（「東京医労連書記局ニュース」

12月11日付より）



看護師のパワーを発信する活動を！

岩手県医労連 10月7日 県看護協会と懇談

県医労連の看護対策委員会から、中野委員長、吉田副委員長、五十嵐事務局長、県医労連の鈴木書記長が看護協会を訪問、協会からは、佐々木会長、兼田専務、富山事務局長が対応しました。

県医労連側から、「カエルプロジェクト」の積極的推進、16時間夜勤など夜勤規制の考え方、「第7次看護職員需給見通し」への要望、県内での共同の取り組みについて、申し入れを行いました。また、「県立病院で、体調を悪くして退職した看護師から『時間外は90時間以上、請求していたのは月10時間程度、年次有給休暇は年間2、3日しか取れなかった』と聞いた。過労死は身近にある。看護協会にはこの問題に関して、運動のイニシアチブを取っていただくよう期待している」と要望。会長は、「全体の流れ、法律、働き方の啓蒙や情報共有はしていく。情報共有しているが、解決は個々でということになる、労務管理の研修も今後はいれていきたい」とのこと。また、「少子高齢化社会にむけ看護師の確保が必要。県のアクションプランに協力し、看護師の定着に向けて力を入れている。来年春の診療報酬改定については、日本看護協会として、厚労省に申し入れをしている。県としては、医師会も含めて地道に活動をしていく。看護師のパワーを発信する活動を継続していく。職能団体として、国家免許の信頼に応えるのが使命だと思う」とのことでした。

県医労連側から、「夜勤問題や、調査など、労働条件改善に向けて共同で運動できる場があれば、協力してやっていきたい。可能であれば、ナースウェーブなどで、ご挨拶をいただきたい」と要請を行い、有意義な懇談となりました。